

広島県地方機関の長に対する事務委任規則及び教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十九号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則及び教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十六号中「広島県行政組織規則第二条第二項に規定する本庁」を「本庁(広島県行政組織規則第二条第二項に規定する本庁をいう。以下この号及び次号において同じ。)」に改め、「事務」の下に「及び本庁において電子入札により締結する契約に関する事務」を加え、同項第十六号の二中「広島県行政組織規則第二条第二項に規定する」を削り、「事務」の下に「本庁において電子入札により締結する契約に関する事務」を加える。

第九条第四十一号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、(八)を(七)とし、(九)を(八)とし、(十)を(九)とし、同条第八十九号中「(五)及び(七)」を「(四)及び(六)」に改める。

(教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 教育委員会に対する事務委任規則(昭和四十六年広島県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号(七)中「こと」の下に「及び知事が電子入札により締結する契約に関すること」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。